

旧警戒区域（居住制限区域）にあった申立人宅の家財とともに、旧警戒区域（帰還困難区域）にあった申立人の亡母(原発事故の数年前に死亡) 宅の家財についても賠償された事例。

598

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 財物損害

- ① 自宅（所在等：省略）所在の家財 金245万円
- ② 実家（所在等：省略）所在の家財 金325万円
- ③ ②の実家所在の高額家財 金20万円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の各損害項目についての和解金として、合計金590万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月31日

（仲介委員 犀川 治）